

# 日向市国民保護計画

## 資料編

# 資料編 目次

## 条 例

日向市国民保護協議会条例	1
日向市国民保護対策本部及び日向市緊急対処事態対策本部条例	2

## 名 簿 等

日向市国民保護協議会委員名簿	3
緊急連絡先（関係機関）	4
緊急連絡先（市役所）	6

## 避 難 施 設

県指定緊急避難施設一覧	7
-------------	---

## 防 災 資 機 材 等

日向市防災行政無線局一覧	9
日向市防災行政無線局一覧（東郷域）	11
日向市同報系防災行政無線一覧	12
市所有車両の現況	14
水利の状況、非常用飲料水設備等の状況、応急給水用機械器具の調達先	15
備蓄状況	15
へりポートの現況	16

## 自 主 防 災 会

日向市自主防災会一覧表	17
-------------	----

## 様 式 等

安否情報	18
・安否情報省令	18
・安否情報収集様式	20
・安否情報報告書	22
・安否情報照会書	23
・安否情報回答書	24
公用令書	25
・公用令書様式	25
・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抄）	29
日向市特殊標章及び身分証明書	31
・日向市特殊標章及び身分証明書交付要綱	31
・身分証明書様式	34
・特殊標章に係る交付申請書	37
・特殊標章再交付申請書	38
・身分証明書再交付申請書	39

## 用 語 集

用語集	
-----	--

# 日向市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、日向市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

- 2 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置く。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、協議会の所轄事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(日向市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 日向市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年日向市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中 

水防協議会委員	日額	6,400円
---------	----	--------

 を

「

水防協議会委員	日額	6,400円
国民保護協議会委員	日額	6,400円

 に改める。」

## 日向市国民保護対策本部及び日向市緊急対処事態対策本部条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、日向市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び日向市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

- 第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を統括する。
- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
  - 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
  - 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

### (会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
  - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
  - 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

- 第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

### (委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 日向市国民保護協議会委員名簿

種 別	役 職 名	住 所	電話番号
会 長	日向市長	日向市本町 10-5	52-2111
指定地方行政 機関職員	九州農政局延岡地域センター長	延岡市大貫町 1-2915	0982-33-0700
	宮崎北部森林管理署長	日向市大字日知屋 17371-1	52-2191
	九州運輸局宮崎運輸支局長	宮崎市大字本郷北方鶴戸尾 2735-3	0985-51-3824
	日向海上保安署長	日向市大字日知屋 16847-5	54-4999
防衛省	陸上自衛隊第 43 普通科連隊第 4 中隊長	都城市久保原町 1 街区 12 号	0986-23-3944
警察署長	日向警察署長	日向市鶴町 2-1-13	53-0110
県職員	日向県税・総務事務所長	日向市中町 2-14	52-4148
	北部福祉こどもセンター所長	延岡市大貫町 1 丁目 2845	0982-35-1700
	日向保健所長	日向市北町 2-16	52-5101
	東臼杵農林振興局長	延岡市愛宕町 2-15	0982-32-6135
	日向土木事務所長	日向市中町 2-14	52-4171
	東臼杵南部農業改良普及センター所長	日向市東郷町山陰辛 256-2	68-3100
	北部港湾事務所長	日向市大字日知屋字新開 17371-2	52-5366
市職員	日向市副市長	日向市本町 10-5	(代表) 52-2111  災対本部直通 52-4894  時間外直通 52-2116
	日向市総合政策部長		
	日向市総務部長		
	日向市市民環境部長		
	日向市健康福祉部長		
	日向市産業経済部長		
	日向市建設部長		
	日向市上下水道局長		
	日向市教育部長		
教育長	日向市教育長		
消防長	日向市消防長	日向市亀崎 2-23	52-2840
消防団長	日向市消防団長	日向市亀崎 2-23	52-2840
指定公共機関	九州旅客鉄道株式会社日向市駅長	日向市上町 1-17	52-3061
	日本郵便株式会社日向郵便局長	日向市鶴町 2-4-1	52-3441
	N T T 西日本株式会社宮崎支店長	宮崎市広島 1-5-3	0985-23-8701
	九州電力株式会社日向営業所長	日向市北町 1-112	0120-986-702
	日本通運株式会社延岡支店長	延岡市塩浜町 3 丁目 1730	0982-26-5337
	宮崎交通株式会社延岡自動車営業所長	延岡市幸町 3-2	0982-32-3341
その他	日向農業協同組合代表理事組合長	日向市鶴町 1 丁目 3-12	55-2500
	日向市漁業協同組合代表理事組合長	日向市大字細島 852-3	52-4088
	日向市区長公民館長連合会長	日向市中町 1-31(中央公民館)	53-0329
	日向市議会議長	日向市本町 10-5	52-2111
	日向市議会総務政策常任委員会委員長	日向市本町 10-5	52-2111
	日向市男女共同参画社会づくり 推進ルーム協議会長	日向市中町 1-31(文化交流センター)	50-0300
	こども遊センター会長	日向市上町 3-15	54-1635

## 緊急連絡先（関係機関）

機 関 名	電話番号	F A X 番号	備 考
総務省消防庁国民保護室	03-5253-7550	03-5253-7543	
総務省消防庁国民保護運用室	03-5253-7551		
内閣府防災統括担当	03-3501-5408	03-3503-5690	
総務省消防庁防災課	03-5253-7525	03-5253-7535	
総務省消防庁震災等応急室	03-5253-7527	03-5253-7537	
総務省消防庁震災等応急室(時間外)	03-5253-7777	03-5253-7553	
国土交通省九州地方整備局	092-476-3544	092-476-3467	
〃 延岡河川国道事務所	0982-31-1155	0982-22-0489	
県災害対策本部	0985-26-7066	0985-26-7304	
県危機管理局 危機管理課	0985-26-7064	0985-26-7304	
〃 危機管理課	0985-26-7066		
〃 消防保安課	0985-26-7627	0985-26-7304	
県防災救急航空センター	0985-56-0586	0985-56-0597	緊急「0985-56-0583」
県福祉保健課	0985-26-7074	0985-26-7326	
県庁守衛室	0985-26-7088		
宮崎県警察本部	0985-31-0110	0985-31-0110	緊急「110」
日向警察署	53-0110	53-0110	緊急「110」
日向海上保安署	54-4999	52-8695	緊急「118」
陸上自衛隊第43普通科連隊(都城)	0986-23-3944	0986-23-3944	
陸上自衛隊第24普通科連隊(えびの)	0984-33-3904	0984-33-3904	
自衛隊宮崎地方連絡部日向地域事務所	52-6914	52-6914	
日向土木事務所	52-4171	53-5687	
九州農政局延岡地域センター	0982-33-0700	0982-33-3600	
宮崎北部森林管理署	52-2191	53-0257	
九州運輸局宮崎運輸支局	0985-51-3824	0985-51-3956	
日向県税・総務事務所	52-4148	52-4654	
宮崎県北部福祉子どもセンター	0982-35-1700	0982-35-1701	
日向保健所	52-5101	52-5104	
東臼杵農林振興局	0982-32-6134	0982-35-5371	
東臼杵南部農業改良普及センター	68-3100	68-3101	
宮崎県北部港湾事務所	52-5366	52-5368	
郵便事業株式会社日向支店（日向郵便局）	52-3441	53-6291	
J R九州(株)日向市駅	52-3061	53-0788	
N T T西日本(株)宮崎支店	0985-54-1908	0985-20-3354	
N T Tネオメイト延岡技術サービス	0982-26-8001	0982-23-1399	電話の故障「113」
九州電力(株)日向営業所	0120-986-702	55-2443	
宮崎交通(株)日向支店	52-7221	53-4596	

機 関 名	電話番号	F A X 番号	備 考
日本通運(株)延岡支店	52-3161	52-5753	
日向農業協同組合	55-2500	53-5071	
日向市漁業協同組合	52-4088	54-8033	
日向市漁業協同組合 (幸脇支所)	58-0018	58-1616	
日向市東臼杵郡医師会	52-0222	52-0228	
県立延岡病院	0982-32-6181	0982-32-6759	
日向病院	63-1321	63-4370	
千代田病院	52-7111	53-6188	
和田病院	52-0011	54-4320	
日向市社会福祉協議会	52-2572	52-9562	
日向市東郷地区総合福祉センター	69-2116	69-2274	
宮崎地方気象台防災業務課	0985-25-4032	0985-25-5540	
NHK延岡報道室	0982-32-5172	0982-32-5178	
MRT延岡支社	0982-33-2970	0982-34-5537	
UMK延岡支局	0982-33-2379	0982-33-2606	
宮崎日日新聞日向支局	52-2271	52-6049	
夕刊デイリー日向支社	53-6622	52-7376	
FM宮崎	0985-22-3344	0985-29-6297	
(株)ケーブルメディアワイワイ日向局	50-0707	50-0708	
FMひゅうが 76.7	54-0767	54-8767	

緊急連絡先（市役所）

機 関 名	電話番号	F A X 番号	備 考
日向市役所	52-2111	54-8747	
日向市災害対策本部	52-4894		
日向市災害対策本部	52-2116		時間外のみ直通
日向市消防本部指令室	52-2840	52-0119	緊急「119」
〃 警防課	53-5948		
〃 総務課	53-5946		
〃 予防課	53-5947		
〃 南分遣所	58-0044	58-1180	
〃 東郷分遣所	50-7121	69-3131	
日向市建設部 建設課	52-6250	52-9365	
〃 建設部 建築住宅課（管理係）	52-6250		
〃 建設部 都市計画課	52-6248	54-2639	
〃 総務部 総務課	54-5761	54-8747	
〃 産業経済部 農業畜産課	52-1442	52-0250	
〃 市民環境部 税務課	54-1995	54-0469	
〃 市民環境部 市民課	52-1451	53-1131	
〃 市民環境部 環境政策課	53-2256	53-9260	
〃 市民環境部 環境政策課	53-2293		
〃 健康福祉部 福祉課	53-7709	54-4350	
〃 健康福祉部 高齢者あんしん課	55-9024		
〃 上下水道局 水道課	52-5228	52-2508	
〃 権現原浄水場	54-5500	54-5562	
〃 上下水道局 下水道課	54-4175	54-1457	
〃 浄化センター	54-5277	54-5270	
〃 東郷総合支所 東郷地域振興課	69-3900	69-3104	
〃 産業経済部 林業水産課	69-3902	69-2398	
〃 教育委員会 学校教育課	55-8089	54-2189	
〃 東郷病院	69-2013	69-2984	
〃 細島支所	52-2601	52-1411	
〃 岩脇支所	57-1001	57-2233	
〃 美々津支所	58-1101	58-0321	
〃 中央公民館	53-6867	52-1441	
〃 文化交流センター	54-6111	54-2575	
〃 日知屋公民館	52-7155	52-8685	
〃 大王谷公民館	50-1117	55-1117	
〃 東郷公民館	69-3171	69-3205	
市民なんでも相談ホットライン	55-9111		
同報系防災行政無線電話応答装置	0800-200-3149		

県指定避難施設一覧(H26.4.1現在)

番号	施設		収容人員		避難施設の面積		保有設備							非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否	備考						
	指定避難施設名称	所在地	電話	FAX	屋内(人)	屋外(人)	屋内部分		トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ				エレベーター	スロープ	コンクリート造RC、SRCを含む	その他	階数	
							面積(m <sup>2</sup> )	屋外部分														
1	やすらぎ館	東郷町山陰丙1413	0982693367	なし	20	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	F2	X	0	0	
2	お倉ヶ浜総合公園	大字跡光寺1942	0982547174	なし	0	23,945	0	47,890	0	X	X	X	X	X	X	X	X	F1	X	X	0	ハコブテ-避難所
3	日向卿グリーンパーク	大字日知屋682-148	0982527175	なし	0	13,000	0	26,000	0	X	X	X	X	X	X	X	X	F1	X	X	0	ハコブテ-避難所
4	ザンダム日向	大字跡光寺1942	0982547174	なし	1,812	0	3,624	0	0	0	X	0	0	0	X	0	0	F2	X	X	0	
5	元日向市立越表小学校	東郷町下三ツ1586-1	0982558089	0982542189	0	4,263		8,525	0	X	X	X	X	X	X	X	X	F1	0	X	X	
6	元日向市立福瀬小学校	東郷町山陰乙1812	0982558089	0982542189	150	3,775	300	7,550	0	X	X	0	X	X	X	0	0	F3	0	X	0	
7	日向市立寺迫小学校	東郷町山陰甲347	0982580084	0982680638	150	5,370	300	10,739	0	X	X	0	X	X	X	0	0	F3	0	X	0	
8	寺迫国民体育館	東郷町山陰甲363-1	0982558089	0982542189	50	0	100	0	0	X	X	X	X	X	X	0	0	F1	0	X	0	
9	日向市立東郷学園	東郷町山陰辛31-1	0982692008	0982692151	150	6,710	300	13,419	0	X	0	0	0	0	X	0	0	F2	0	X	0	
10	元日向市立東郷小学校	東郷町山陰辛961	0982558089	0982542189	150	9,912	300	19,824	0	X	X	0	X	X	X	0	0	F3	0	X	0	
11	日向市東郷地区総合福祉センター	東郷町山陰丙1265-2	0982692116	0982692274	25	0	50	0	0	X	0	0	X	X	X	0	0	F2	0	X	0	
12	日向市東郷地区文化センター	東郷町山陰丙1325	0982693910	なし	50	0	100	0	0	0	X	0	0	0	X	0	0	F2	0	0	0	
13	東郷公民館	東郷町山陰丙1390	0982541233	なし	100	0	200	0	0	X	0	0	X	X	X	0	0	F2	0	X	0	
14	元日向市立坪谷中学校	東郷町山陰戊104	0982558089	0982542189	100	4,504	200	9,007	0	X	0	0	X	X	X	0	0	F3	0	X	0	
15	ふるさとの家	東郷町坪谷267	0982697720	なし	50	11,993	100	23,985	0	0	0	0	0	0	X	0	0	F2	0	X	0	ハコブテ-避難所
16	日向市立坪谷小学校	東郷町坪谷253-1	0982697568	0982697609	100	5,568	200	11,136	0	X	X	0	0	0	X	0	0	F3	0	X	0	
17	日知屋保育所	江良町4-56	0982523736	なし	30	0	60	0	0	X	0	0	X	X	X	0	0	F1	0	X	X	
18	日向市立大王学園初等部	大王町5丁目1	0982527125	0982527140	500	5,641	1,000	11,282	0	X	0	0	0	0	X	0	0	F2	0	X	0	
19	日向市立大王学園中等部	大王町5丁目2-1	0982521177	0982521178	400	0	800	0	0	X	0	0	X	X	X	0	0	F2	0	X	0	
20	大王谷運動公園陸上競技場	日知屋2106	0982536745	なし	0	9,500	0	19,000	0	X	X	X	X	X	X	0	0	F1	0	X	0	ハコブテ-避難所
21	日向市農村交流館	大字塩原206-3	0982536857	なし	35	0	70	0	0	X	0	0	X	X	X	0	0	F1	0	X	X	
22	日向市立塩原小学校	大字塩原2678	0982522365	0982523298	400	4,782	800	9,563	0	X	0	0	0	0	X	0	0	F2	0	X	0	
23	日向市立幸嶺小学校	大字幸嶺1337	0982580054	0982581094	250	3,210	500	6,420	0	X	0	0	X	X	X	0	0	F2	0	X	0	
24	日向市立細島小学校	大字細島593	0982522606	0982522637	400	2,492	800	4,983	0	X	0	0	0	0	X	0	0	F2	0	X	0	
25	細島保育所	大字細島733	0982524073	0982524073	50	0	100	0	0	X	0	0	X	X	X	0	0	F2	0	X	X	
26	日向市立跡光寺南小学校	大字跡光寺2687	0982549523	0982549207	500	8,382	1,000	16,763	0	X	0	0	0	0	X	0	0	F2	0	X	0	
27	日向市立跡光寺中学校	大字跡光寺4683-34	0982540850	0982540851	500	8,836	1,000	17,672	0	X	0	0	0	0	X	0	0	F2	0	X	0	
28	宮崎県立日向高等学校	大字跡光寺6265	0982543400	0982543759	5,624	10,164	11,248	20,327	0	0	X	0	0	0	X	X	0	F4	0	X	0	
29	大王谷運動公園野球場	大字日知屋21106	0982534455	なし	0	8,500	0	17,000	0	X	X	X	X	X	X	0	0	F1	0	X	0	ハコブテ-避難所
30	日知屋公民館	大字日知屋1425-1	0982527155	0982528685	150	0	300	0	0	X	0	0	0	0	X	0	0	F2	0	X	0	

番号	施設		収容人員		避難施設の面積		保有設備						構造		非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否	備考				
	指定避難施設名称	所在地	電話	FAX	屋内(人)	屋外(人)	面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター				スロープ	コングリート造RC、SFCを含む)		階段
																			屋内部分	屋外部分	
31	日知児童センター	大字日知屋1425-1	0982528443	なし	100	0	200	0	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F2	×	○	
32	日向市立日知屋小学校	大字日知屋16196-2	0982534022	0982534431	500	6,614	1,000	13,228	0	×	0	0	×	×	0	0	0	F2	×	○	
33	日向市立富島中学校	大字日知屋8263	0982524754	0982524755	400	10,271	800	20,541	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F2	×	○	
34	日向市立日知屋小学校	大字日知屋8276	0982522849	0982522798	400	5,621	800	11,241	0	×	0	0	×	×	0	0	0	F2	×	○	
35	日向市総合福祉センター	大字富高207-3	0982522572	0982529582	250	0	500	0	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F2	×	○	
36	日向市立富高小学校	大字富高6920	0982522047	0982520779	400	5,939	800	11,877	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F2	×	○	
37	上町保育所	大字富高6740	0982522903	0982522903	25	0	50	0	0	×	0	0	×	×	0	0	0	F1	×	×	
38	日向市立日向中学校	大字富高733	0982524794	0982524795	400	7,464	800	14,928	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F1	×	○	
39	元日向市立岩瀬中学校	大字平岩200	0982536089	0982542189	400	3,843	800	7,686	0	×	0	0	×	×	0	0	0	F2	×	○	
40	日向市立平岩小中学校	大字平岩33-3	0982571555	0982572076	400	5,611	800	11,222	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F1	×	○	
41	元日向市立平岩小鷲毛分校	大字平岩4499	0982536089	0982542189	50	0	100	0	0	×	×	×	×	×	0	0	0	F1	×	○	
42	宮崎県立日向工業高等学校	大字平岩8750	0982571411	0982572146	6,772	12,379	13,543	24,757	0	0	×	0	0	×	×	0	0	F3	×	○	
43	日向市中央公民館	中町1-31	0982536867	0982521441	200	0	400	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	F3	×	○	
44	日向市文化交流センター	中町1-31	0982546111	0982542575	750	0	1,500	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	F3	×	○	
45	宮崎県立富島高等学校	鶴崎3丁目43番地	0982522158	0982549510	5,624	10,164	11,248	20,327	0	0	×	0	0	×	×	0	0	F3	×	○	
46	日向市立射光寺小学校	比良町3丁目22	0982542825	0982542461	400	4,511	800	9,022	0	×	0	0	×	×	0	0	0	F2	×	○	
47	日向市立美々津中学校	美々津町755	0982580036	0982580064	250	0	500	0	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F2	×	○	
48	美々津公民館	美々津町3432-1	0982581101	0982580321	100	0	200	0	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F2	×	○	
49	日向市立美々津小学校	美々津町3506	0982580037	0982581629	250	3,107	500	6,214	0	×	0	×	×	×	0	0	0	F2	×	○	
50	日向市立美々津小田の原分校	美々津町5744-2	0982580804	0982580609	100	0	200	0	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F1	×	○	
51	日向市体育センター	本町10-5	0982548661	0982548661	250	0	500	0	0	×	×	0	0	×	0	0	0	F2	×	○	
52	日向市武道館	本町10-5	0982522200	なし	100	0	200	0	0	×	×	×	×	×	0	0	0	F2	×	○	
53	日向市役所	本町10-5	0982522111	0982548747	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	F4	0	○	
54	大王谷コミュニティセンター	鶴崎東4-10	0982501117	0982551117	374	0	747	0	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F1	×	○	
55	鶴島公民館	大字日知屋3379-5	0982522601	0982521411	305	0	610	0	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F2	×	○	
56	日向市公民館	大字平岩737-2	0982572365	0982572233	345	0	689	0	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F2	×	○	
57	寺迫幼稚園	東郷町山陰甲343-1	0982581380	0982581380	115	0	230	0	0	×	0	0	0	×	0	0	0	F1	×	○	
58	鶴の山公園	大字日知屋1400-78	なし	なし	0	10,309	0	20,617	0	×	×	×	×	×	×	×	×		×	○	
59	平岩農村公園	大字平岩360-3	なし	なし	0	3,950	0	7,900	0	×	×	×	×	×	×	×	×		×	○	
60	飯谷農村公園	大字幸勝1724-乙	なし	なし	0	782	0	1,564	0	×	×	×	×	×	×	×	×		×	○	
61	東郷グランド	東郷町山陰丙1390	なし	なし	0	8,657	0	17,714	0	×	×	×	×	×	×	×	×		×	○	

日向市防災行政無線局一覧

□同報系主制御装置：防災推進課

□同報系遠隔制御装置：消防本部

□移動系主制御装置：防災推進課

□移動系遠隔制御装置：10台 学校教育課、農業畜産課、福祉課、建設課、市街地整備課、  
都市計画課、水道課2、下水道課、環境政策課

□移動局無線機：車載54台、携帯8台、可搬4台

呼出符号又は名称	所管課	局別	免許番号	免許年月日	有効期間	出力
ぼうさいひゅうがしやくしょ	防災推進課	固定局	九第 46675号	H24.12.1	H29.11.30	0.01 10 3
ぼうさいひゅうがしこめのやま	防災推進課	固定局	九第 46676号	H24.12.1	H29.11.30	0.01
ぼうさいひゅうがしいいたに	防災推進課	固定局	九固第 15567号	H25.11.29	H29.11.30	1 0.01
ぼうさいひゅうがしたのほら	防災推進課	固定局	九固第 15568号	H25.11.29	H29.11.30	5
ぼうさいひゅうがしみやのした	防災推進課	固定局	九固第 15569号	H25.11.29	H29.11.30	1 0.1
(津波監視カメラ)	防災推進課	基地局	九登基第 10号	H25.2.18	H29.5.31	0.0099
(津波監視カメラ用)	防災推進課	陸上移動局	九登移第 19号	H25.2.18	H29.5.31	0.0099
ひゅうがぼうさい	防災推進課	基地局	九基第 5202号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい1	水道課	車載	九移第 101750号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい2	水道課	車載	九移第 101751号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい3	水道課	車載	九移第 101752号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい4	防災推進課	車載	九移第 101753号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい5	水道課	車載	九移第 101754号	H23.6.1	H28.5.31	1
ひゅうがぼうさい6	水道課	車載	九移第 101755号	H23.6.1	H28.5.31	1
ひゅうがぼうさい7	水道課	車載	九移第 101756号	H23.6.1	H28.5.31	1
ひゅうがぼうさい8	水道課	車載	九移第 101757号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい9	水道課	車載	九移第 101758号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい10	水道課	車載	九移第 101759号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい11	農業畜産課	車載	九移第 102130号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい12	財政課共用3号	車載	九移第 102751号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい13	農業畜産課	車載	九移第 102752号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい14	防災推進課	車載	九移第 102753号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい15	市街地整備課	車載	九移第 102754号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい16	防災推進課	車載	九移第 103498号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい17	財政課共用31号	車載	九移第 103499号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい18	財政課	車載	九移第 103500号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい19	建設課	車載	九移第 104621号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい20	建設課	車載	九移第 104622号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい21	財政課共用65号	車載	九移第 104623号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい22	財政課26号	車載	九移第 105451号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい23	下水道課	携帯	九移第 105452号	H23.6.1	H28.5.31	1
ひゅうがぼうさい24	中央公民館	車載	九移第 105519号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい25	契約管理課共用8号	車載	九移第 105968号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい26	水道課	車載	九移第 106045号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい27	財政課共用1号	車載	九移第 106224号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい28	水道課	携帯	九移第 106568号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい29	財政課	車載	九移第 108058号	H23.6.1	H28.5.31	5

呼出符号又は名称	所管課	局別	免許番号	免許年月日	有効期間	出力 W
ひゅうがぼうさい 30	水道課	携 帯	九移第 108754 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	10
ひゅうがぼうさい 31	財政課共用 51 号	車 載	九移第 108755 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 32	財政課共用 6 号	車 載	九移第 108756 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 33	防災推進課	携 帯	九移第 108970 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	3
ひゅうがぼうさい 34	防災推進課	携 帯	九移第 108971 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	3
ひゅうがぼうさい 35	防災推進課	携 帯	九移第 108972 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	3
ひゅうがぼうさい 36	環境政策課	車 載	九移第 109566 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 37	防災推進課	携 帯	九移第 181055 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	3
ひゅうがぼうさい 38	防災推進課	携 帯	九移第 181056 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	3
ひゅうがぼうさい 39	農業畜産課	車 載	九移第 181153 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 40	環境政策課	車 載	九移第 182974 号	H26. 6. 1	H31. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 42	環境政策課	車 載	九移第 182976 号	H26. 6. 1	H31. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 45	環境政策課	車 載	九移第 182979 号	H26. 6. 1	H31. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 47	環境政策課	車 載	九移第 182981 号	H26. 6. 1	H31. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 48	環境政策課	車 載	九移第 182982 号	H26. 6. 1	H31. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 51	財政課共用 17 号	車 載	九移第 183053 号	H26. 6. 1	H31. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 52	水道課	車 載	九移第 183905 号	H26. 6. 1	H31. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 54	環境政策課	車 載	九移第 183907 号	H26. 6. 1	H31. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 55	建設課	車 載	九移第 185567 号	H22. 6. 1	H27. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 56	建設課	車 載	九移第 185568 号	H22. 6. 1	H27. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 57	環境政策課	車 載	九移第 10001543 号	H22. 6. 1	H27. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 60	美々津支所	可 搬	九移第 10001388 号	H22. 6. 1	H27. 5. 31	10
ひゅうがぼうさい 61	岩脇支所	可 搬	九移第 10009858 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 62	細島支所	可 搬	九移第 10009859 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 63	下水道課	車 載	九移第 10010390 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 65	財政課共用 91 号	車 載	九移第 10022479 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 66	農業畜産課	車 載	九移第 10022480 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 67	水道課	可 搬	九移第 10027121 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	10
ひゅうがぼうさい 68	環境政策課	車 載	九移第 10029882 号	H25. 6. 1	H30. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 69	環境政策課	車 載	九移第 10029883 号	H25. 6. 1	H30. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 70	防災推進課	車 載	九移第 10030424 号	H25. 6. 1	H30. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 71	環境政策課	車 載	九移第 10029881 号	H25. 6. 1	H30. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 72	福祉課	車 載	九移第 10033773 号	H25. 6. 1	H30. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 73	建設課	車 載	九移第 10033774 号	H25. 6. 1	H30. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 74	財政課共用 6 号	車 載	九移第 10043094 号	H25. 6. 1	H30. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 75	財政課	車 載	九移第 10048063 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5
ひゅうがぼうさい 76	環境政策課	車 載	九移第 10051224 号	H23. 6. 1	H28. 5. 31	5

日向市防災行政無線局一覧（東郷町域）

□同報系遠隔御装置：東郷地域振興課

□遠隔制御装置：5台 地域振興課2、林業水産課、宿直室、本庁総務課

□移動局無線機：車載3台、携帯16台、可搬3台

呼出符号又は名称	所管課及び配備先	局 別	免許番号	免許年月日	有効期間	出力w
ぼうさいひゅうがし とうごうししょ	東郷総合支所	固定局	九第 46589号	H24.12.1	H29.11.30	0.01
ぼうさいひゅうがしくまやま	防災推進課	固定局	九第 46590号	H24.12.1	H29.11.30	2.7 10 0.01
ぼうさいひゅうがしこあらい	防災推進課	固定局	九固第 14209号	H24.12.18	H29.11.30	0.5
ぼうさいひゅうがしひたお	防災推進課	固定局	九固第 14921号	H24.12.18	H29.11.30	0.1
ぼうさいひゅうがしひろせ	防災推進課	固定局	九固第 14210号	H24.12.21	H29.11.30	5 0.5
ぼうさいひゅうがし たぐちやつやま	防災推進課	固定局	九固第 15571号	H25.11.29	H29.11.30	5 0.01
ぼうさいひゅうがしながさき	防災推進課	固定局	九固第 15572号	H25.11.29	H29.11.30	5 0.1
ぼうさいひゅうがしなかつるがわ	防災推進課	固定局	九固第 15573号	H25.11.29	H29.11.30	0.01
ぼうさいひゅうがししもどがわ	防災推進課	固定局	九固第 15574号	H25.11.29	H29.11.30	0.1
ぼうさいひゅうがしどがわこし	防災推進課	固定局	九固第 15570号	H25.11.29	H29.11.30	5 0.5
ひゅうがぼうさいくまやま	東郷地域振興課	基地局	九基第 5241号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい201	東郷地域振興課	車 載	九移第 183449号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい202	東郷地域振興課	車 載	九移第 183450号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい203	東郷地域振興課	車 載	九移第 183451号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい230	下渡川集会所内	可 搬	九移第 183463号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい231	越表地区生活改善センター	可 搬	九移第 183464号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい232	山ノ口地区集落センター	可 搬	九移第 183465号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい240	東郷総合支所	携 帯	九移第 183466号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい241	東郷総合支所	携 帯	九移第 183467号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい242	東郷総合支所	携 帯	九移第 183468号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい243	東郷総合支所	携 帯	九移第 183469号	H23.6.1	H28.5.31	10
ひゅうがぼうさい301	東郷総合支所	携 帯	九移第 183470号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい303	東郷総合支所	携 帯	九移第 183472号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい306	東郷総合支所	携 帯	九移第 183475号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい307	東郷総合支所	携 帯	九移第 183476号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい308	東郷総合支所	携 帯	九移第 183477号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい309	東郷総合支所	携 帯	九移第 183478号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい310	東郷総合支所	携 帯	九移第 183479号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい311	東郷総合支所	携 帯	九移第 183480号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい313	東郷総合支所	携 帯	九移第 183482号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい314	東郷総合支所	携 帯	九移第 183483号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい315	東郷総合支所	携 帯	九移第 183484号	H23.6.1	H28.5.31	5
ひゅうがぼうさい316	東郷総合支所	携 帯	九移第 183485号	H23.6.1	H28.5.31	5



日向市同報系防災行政無線一覧

【東郷地区】 21箇所

番号	設置場所
75	下渡川地区集会施設
76	中水流川集会施設
77	児洗公民館
78	市谷原集会所
79	ふるさとの家
80	仲深地区集会所
81	田野公民館
82	羽坂地区生活改善センター
83	迫野内集会施設
84	八重原公民館
85	大工野集落センター

番号	設置場所
86	道の駅とうごう
87	東郷総合支所
88	中野原営農研修センター
89	福瀬区公民館
90	広瀬地区生活改善センター
91	日田尾公民館
92	長崎公民館
93	吉牟田公民館
94	寺迫区公民館
95	鳥川地区集落センター

□戸別受信機…157台設置

- ・ 区長公民館長宅 88台
- ・ 公立公民館 7台
- ・ 市内小中学校 21台
- ・ 市内保育所（園）、幼稚園 27台
- ・ 福祉施設、病院 14台

庁用車両の現況

平成26年4月1日現在

自動車の種別	普通			軽	マイクロ	特殊		計
	貨物	乗用	乗用 (5人以上)	貨物・乗用	乗合	車両	機械	
総合政策課		1			1	2		4
総務課					2			2
防災推進課	1							1
財政課	2	5	2	22				31
建設課							2	2
市街地整備課							1	1
消防本部						19		19
日向市消防団						51		51
環境政策課	2	2	1	2		11	3	21
市民課	1	1						2
福祉課	1		1	1		2		5
高齢者あんしん課				5	1	2		8
いきいき健康課				2				2
国民健康保険課				2				2
こども課				1				1
東郷病院		1		1				2
農業畜産課	3			3		2	1	9
林業水産課		1	1	2		1	1	6
地域振興課		1		3				4
水道課	1	1	1	9		1		13
下水道課				1				1
学校教育課					3			3
スポーツ振興課			1				1	2
図書館	2	1						3
中央公民館		1						1
日知屋公民館				1				1
美々津支所				1				1
岩脇支所				1				1
細島支所				1				1
東郷公民館				1				1
種別合計台数	13	15	7	59	7	91	9	201

### 水利の状況

種別	取水地点	水量	管理者	備考
かんがい用水	権現原	20万 t / 日	市長	
工業用水	亀崎東	25万 t / 日	県知事	

### 非常用飲料水設備等の状況

種別	数量	設置及び保管場所	備考
耐震化浄水装置付プール	375 t	財光寺小学校	
ポリタンク	20個	浄水場	18個
ポリタンク	2個	浄水場	2 t
災害用給水袋	5,400個	浄水場、東郷支所	6個
緊急時用浄水装置	1台	浄水場	2 t/h

### 応急給水用機械器具の調達先

機械器具名	台数	調達先	備考
タンク車	3台	消防署	5.5 t
タンク車	1台	浄水場	3.8 t
車載用ポンプ付タンク	1台	浄水場	1 t
車載用ポンプ付タンク	1台	浄水場	0.5 t
発電機	1台	浄水場	6 K V
発電機	1台	水道課	2 K V
発電機	1台	原ポンプ場	60 K V

### 備蓄状況

品名	数量	保管場所	備考
缶詰パン	142食	市役所	
アルファ米	6,340食	東郷総合支所 東郷地区文化センター	
飲料水(2L)	5,172個	市役所、東郷総合支所 東郷地区文化センター	2個：2,592本 500ml：24本
非常用毛布	405枚	市役所、消防本部ほか	
ゴザ類	33枚	社会福祉協議会	
肌着セット	男女各50組	消防本部	
日用品セット	135組	市役所、東郷病院	
非常用トイレ	3組	消防本部	ユニバーサル：2 オストメイト：1
簡易トイレ	50組	東郷地区文化センター	ホームタイプ：20 ニードP型：30
簡易テント	15組	東郷地区文化センター	WT-1型：15
担架	21個	消防本部	
簡易型発電機	2台	市役所	

## ヘリポートの現況

県番号	市番号	ヘリポート地名	所在地	適否区分
6-1	1	お倉ヶ浜総合公園多目的広場	大字財光寺1942番地	各任務に使用可能
6-2	2	富島中学校グラウンド	大字日知屋8263番地	各任務に使用可能
6-3	3	大王谷運動公園陸上競技場	大字日知屋12106番地	各任務に使用可能
6-4	4	美々津運動広場	美々津町2280番地4	各任務に使用可能
6-5	5	日向岬グリーンパーク	大字日知屋682番地148	各任務に使用可能
33-1	6	日向市東郷グラウンド	東郷町山陰丙1374	各任務に使用可能
33-2	7	牧水公園	東郷町坪谷1271	各任務に使用可能
33-3	8	東郷学園	東郷町山陰辛31	各任務に使用可能
33-4	9	旧越表小学校跡地	東郷町下三ヶ1586	各任務に使用可能

日向市自主防災会結成地区一覧表

平成26年7月現在

	地区名		結成年度
1	新町地区	南町	平成22年
2		旭通り	平成24年
3		北町二	平成19年
4		北町一	平成21年
5	富高地区	中央	平成26年
6		東草場	平成25年
7		西草場	平成14年
8		本谷	平成5年
9		西川内	平成5年
10		中原	平成23年
11		高見橋通り	平成20年
12		広見	平成25年
13	塩見地区	新財市	平成15年
14		権現原	平成6年
15		中村	平成8年
16		奥野	平成19年
17		永田	平成5年
18	財光寺地区	山下	平成17年
19		比良	平成18年
20		川路	平成20年
21		往還	平成16年
22		松原	平成4年
23		切島山一	平成24年
24		切島山二	平成19年
25		長江	昭和62年
26		秋山	平成8年
27		向洋台	平成24年
28	日知屋本郷地区	上原町	平成12年
29		高砂	平成22年
30		下原町	平成10年
31		江良	平成13年
32		永江	平成15年
33		公園通り	平成23年
34		堀一方	昭和61年
35		曾根	平成8年
36		幡浦	平成元年
37	日知屋枝郷地区	亀崎中	平成21年
38		亀崎東	平成21年
39		向江町	平成21年
40		日向台	平成24年
41		花ヶ丘	平成23年
42		庄手	平成18年
43		梶木	平成6年
44		迎洋園	平成24年
45		大王谷	平成25年

	地区名		結成年度
46	細島地区	清正	平成12年
47		吉野川	平成4年
48		地蔵	平成2年
49		八坂	平成11年
50		庄手向	平成7年
51		八幡	平成2年
52		高々谷	平成2年
53		伊勢	平成2年
54		宮の上	平成21年
55	平岩地区	美砂	平成3年
56		曙	平成20年
57		本宮	平成23年
58		笹野東	平成7年
59		笹野西	平成11年
60		金ヶ浜	平成6年
61		初木	平成8年
62		鵜毛	昭和63年
63	南部地区	遠見	平成21年
64		幸脇	平成6年
65		飯谷	平成4年
66		立縫	昭和63年
67		新町	昭和62年
68		石並	昭和62年
69		駅通り	平成10年
70		落鹿	平成8年
71		高松	平成11年
72		別府	平成14年
73		余瀬	平成5年
74		田の原	平成3年
75		寺迫	平成18年
76	東郷地区	福瀬	平成18年
77		小野田	平成18年
78		鶴野内	平成18年
79		迫野内	平成18年
80		八重原	平成18年
81		田野	平成18年
82		羽坂	平成18年
83		仲深	平成18年
84		坪谷	平成18年
85		越表	平成18年

合計	85/91
----	-------

組織率 93.40% (85地区組織化/91自治会等)

# 安否情報省令

## 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号)

最終改正:平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 50 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 25 条第 2 項及び第 26 条第 4 項（これらの規定を同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

### （安否情報の収集方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 94 条第 1 項 及び第 2 項（法第 183 条 において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

### （安否情報の報告方法）

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 25 条第 2 項（令第 52 条 において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法）第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条 において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

### （安否情報の照会方法）

第 3 条 法第 95 条第 1 項（法第 183 条 において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項（令第 52 条 において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第 4 号 により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第 95 条第 1 項（法第 183 条 において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名

及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

#### （安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

#### （安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号） 抄

##### （施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		申 請 者 住所（居所） 氏名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本                      その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。  
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。  
 3 「出生の年月日」欄は元号標記により記入願います。  
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本                      その他（                      ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

公用令書（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令（平成16年厚生労働省第170号））

（1）公用令書様式第一

公用令書様式第一

収用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

第 81 条第 2 項

第 81 条第 4 項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において

第 183 条において

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

準用する第 81 条第 2 項

準用する第 81 条第 4 項

（理由）

年 月 日

処分権者 氏名

印

収用すべき物資 の種類	数 量	所在場所	引渡年月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(2) 公用令書様式第二

公用令書様式第二

保管第 号

公 用 令 書

氏名

住所

第 81 条第 2 項  
第 81 条第 4 項  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において  
第 183 条において

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

準用する第 81 条第 3 項

準用する第 81 条第 4 項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

㊞

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(3) 公用令書様式第三

公用令書様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条  
第 183 条において

の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

準用する第 82 条

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。



## ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 抄

(平成16年6月18日法律第112号)

最近改正平成26年11月21日同第114号

### (物資の売渡しの要請等)

第八十一条 都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

### (土地等の使用)

第八十二条 都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条及び第八十四条第一項において「土地等」という。)を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

### (公用令書の交付)

第八十三条 第八十一条第二項、第三項及び第四項(同条第一項に係る部分を除く。)並びに前条の規定による処分については、都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあっては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

2 災害対策基本法第八十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(準用)

第百八十三条 第七条、第八条及び第九条第一項、第一章第二節(第十条、第十一条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く。)及び第三節(第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除く。)、第四十二条、第二章(第五十六条、第六十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。)、第三章(第八十八条及び第九十三条を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第百四十一条、第百四十三条、第百四十四条、第百四十七条及び第百五十一条から第百五十六条まで並びに第七章(第百六十一条第一項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表省略

# 日向市特殊標章及び身分証明書交付要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条－第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条－第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条・第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雑則（第18条・第19条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この告示は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、日向市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （特殊標章等）

第2条 特殊標章は、腕章、帽章、旗及び車両章とし、その表示及び様式は別表に定めるところによる。  
2 身分証明書は、様式第1号のとおりとする。

#### （交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）  
で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### （交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者を、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付するものとする。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者から特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付するものとする。

## 第2章 特殊標章の交付等

### (腕章及び帽章の交付)

- 第5条 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項の腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。
- 2 市長は、第3条各号に掲げる者（前項の規定により腕章等を交付された者を除く。）に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

### (旗及び車両章の交付)

- 第6条 市長は、前条の規定に基づき腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項の旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

### (訓練における使用)

- 第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与するときは、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

### (特殊標章の特例交付)

- 第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つ暇がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。
- 2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

### (特殊標章の再交付)

- 第9条 特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損したときは、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。
- 2 前項の規定により再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損し、又は破損した特殊標章を市長に返納しなければならない。

## 第3章 身分証明書の交付等

### (身分証明書の交付)

- 第10条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。
- 2 市長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

### (身分証明書の携帯)

- 第11条 身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯しなければならない。

### (身分証明書の再交付)

- 第12条 身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。
- 2 前項の規定により再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損し、又は破損した身分証明書を市長に返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が第3条各号に定める身分を失うときまでとする。

2 第10条第2項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管しなければならない。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、第3条各号に定める身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別することができる場所等については、専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用、管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

#### 第6章 雑則

(雑則)

第18条 この告示に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、ガイドラインに定めるところによる。

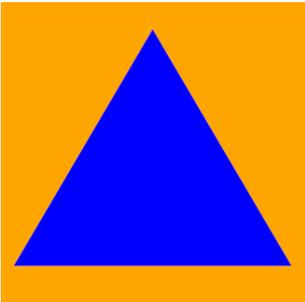
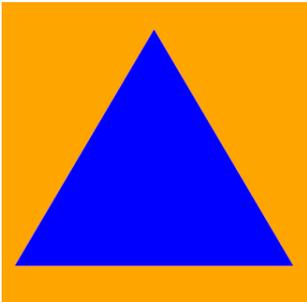
第19条 日向市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務部総務課が行う。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

様式第 1 号

表面

	日向市長 身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
_____		
_____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

日本工業規格 A 7 (横 74mm、縦 105 mm)

裏面

身長/Height_____	眼の色/Eyes_____	頭髪の色/Hair_____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:  血液型/Blood type_____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	



### 特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

日向市長 様

特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

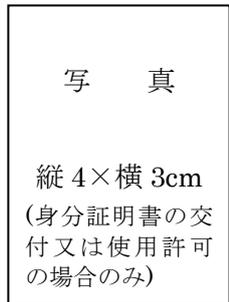
氏名：(漢 字) ..... 生年月日(西暦)  
(ローマ字) ..... 年 月 日

申請者の連絡先

住 所 〒.....

電 話 番 号 .....

E-mail : .....



識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)

身 長 : .....cm 眼 の 色 : .....

頭髪の色 : ..... 血 液 型 : (Rh因子.....) .....

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等  
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

.....  
.....

(許可権者使用欄)

資 格 : .....

証明書番号 : ..... 交付等の年月日 : .....

有効期間の満了日 : .....年.....月.....日

返 納 日 : .....年.....月.....日

## 特殊標章再交付申請書

年 月 日

日向市長 様

申 請 者

住 所 .....

氏 名 ..... (印)

連絡先 .....

次のとおり特殊標章の再交付について申請します。

- 1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号
- 2 紛失（破損等）年月日
- 3 紛失の状況（破損等の理由）
- 4 その他必要な事項

※受付欄	※経過欄

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。

## 身分証明書再交付申請書

年 月 日

日 向 市 長 様

申 請 者

住 所 .....

氏 名 ..... 印 .....

連絡先 .....

次のとおり身分証明書の再交付について申請します。

1 旧身分証明番号

2 理由

3 その他必要な事項

※受付欄	※経過欄

- 備考
- 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 4 ※印の欄は、記入しないこと。